

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21  
〒861-2102 TEL (096) 214-7101  
FAX (096) 214-7102

## ヒント

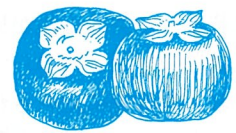
### マジック

塩野義製薬の手代木功社長は48歳で塩野義家から経営を引き継いだサラリーマン社長です。社長に就任した頃、多くの製薬企業を悩ませていたのは大型新薬の特許切れに伴う著しい減収でした。以前から選択と集中に力を発揮していた手代木社長は、13年、奇策に出る。英国の企業から14~16年に得る予定だったロイヤルティーの減額を提案、受取期間を23年まで延長することに成功。もう一つの英国企業とは契約を変更、権利を渡す一方、同社の株式10%を取得。ロイヤルティー収入に加えて、18年3月期には配当収入だけで200億円以上の収益を稼ぎ出している。業界内では「手代木マジック」と呼ばれている。(日経ビジネス)

## ヒント

### 税務 ミニガイド

国税庁によると、平成29年度の税務訴訟の発生件数は199件で前年度より13.5%減少しています。そのうち、国側が一部敗訴したもの及び全部敗訴したものは21件（一部敗訴10件、全部敗訴11件）、敗訴割合は10.0%（前年度は4.5%）となっています。



鳥甲山(長野)

角田展章/オアシス



## 印紙税の軽減措置延長

### □印紙税の軽減措置延長

平成30年度税制改正において、不動産の譲渡契約書、建設工事請負契約書に係る印紙税の税率軽減措置が、平成32年（2020年）3月31日まで延長されることになりました。

### □軽減措置の対象

軽減措置の対象となる契約書は、不動産の譲渡に関する契約書（第1号文書）のうち、契約書に記載された契約金額が10万円を超えるものと、建設工事の請負に関する契約書（第2号文書）のうち、契約書に記載された契約金額が100万円を超えるものです。

### □軽減措置の不適用と非課税

不動産の譲渡に関する契約書のうち、契約書に記載された契約金額が10万円以下のものと、建設工事の請負に関する契約書のうち、契約書に記載された契約金額が100万円以下のものは、軽減措置の対象とはならず、税額は200円です。

なお、契約書に記載された契約金額が1万円未満のものについては、印紙税は非課税となります。

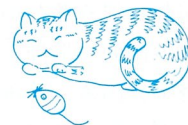
### □軽減後の税額—不動産譲渡契約書

不動産の譲渡に関する契約書の軽減後の税額は、契約書に記載された契約金額に応じて、次のとおりです。

記載された契約金額	税額
10万円を超え 50万円以下のもの	200円
50万円を超え 100万円以下のもの	500円
100万円を超え 500万円以下のもの	1千円
500万円を超え 1千万円以下のもの	5千円
1千万円を超え 5千万円以下のもの	1万円
5千万円を超え 1億円以下のもの	3万円
1億円を超え 5億円以下のもの	6万円
5億円を超え 10億円以下のもの	16万円
10億円を超え 50億円以下のもの	32万円
50億円を超えるもの	48万円



○「カルピス」は創業者、僧侶でもある三島海雲氏がモンゴルで愛飲されている飲み物をヒントにつくった日本最初の乳酸飲料です。カルピスのカルはカルシウムのカル。ピスは、梵語のサルピスで、仏教にある五味の乳味（にゅうみ）、酪味（らくみ）、生酥味（しょうそみ）、熟酥味（じゅくそみ）、醍醐味（だいごみ）の内の醍醐味のことです。



### □軽減後の税額—建設工事請負契約書

建設工事の請負に関する契約書の軽減後の税額は、契約書に記載された契約金額に応じて、次のとおりです。

記載された契約金額	税額
100万円を超え 200万円以下のもの	200円
200万円を超え 300万円以下のもの	500円
300万円を超え 500万円以下のもの	1千円
500万円を超え 1千万円以下のもの	5千円
1千万円を超え 5千万円以下のもの	1万円
5千万円を超え 1億円以下のもの	3万円
1億円を超え 5億円以下のもの	6万円
5億円を超え 10億円以下のもの	16万円
10億円を超え 50億円以下のもの	32万円
50億円を超えるもの	48万円

### □契約金額における消費税等の取扱い

契約金額について、消費税及び地方消費税の金額（消費税等の金額）が区分記載されている場合や税込価格と税抜価格の両方が記載されていること等によって、その取引における消費税額等の金額が明らかな場合には、消費税額等の金額は記載された契約金額に含めないこととされています。

## 「路線価」と「公示地価」

2018年分の路線価が公表されました。全国約33万9千地点の標準宅地の評価基準額の対前年変動率の平均値は上昇率0.7%（前年は同0.4%上昇）となり、結果3年連続で上昇しました。

今回は、この路線価の傾向と公示地価との関係について考えたいと思います。

### 1. 傾向

今回の路線価は、上昇率5%の沖縄をトップに、18都道府県で上昇しました。宮城と愛知は6年連続、東京や大阪は5年連続の上昇でした。

一方、下落したのは北陸4県や四国4県などの計29県でした。下落幅は18県で縮小した一方で7県では拡大しています。外国人観光客の増加や駅前の再開発の影響で都道府県庁のある都市の最高路線価は前年より6都市多い33都市で上昇しています。

不況を乗り越えて成長を続ける大都市と、疲弊する地方との明暗が浮き彫りとなったかたちです。

### 2. 路線価の基本的な考え方

国税庁が相続税・贈与税を課税するための評価額を算定するために作成しているもので、毎年7月1日に全国の国税局、税務署で一斉に公表されます。今はインターネットでの閲覧が一般的になっています。

### 3. 公示地価の基本的な考え方

国土交通省が公示地の毎年1月1日現在の価格（公示地価）を3月下旬に官報に公示しています。土地取引にあたっての取引価格の指標を与えることを目的として作成されるもので、不動産担保の評価や公共用地の買収に使われます。

### 4. 路線価と公示地価の関係

現在、路線価は公示地価の80%の水準で設定されています。これは、1年間の地価変動に対する安全性を確保するためと説明されていますが、長年の経済変動のなかでこの水準が妥当であるかどうかの議論は残っています。

## ナマの税務相談室

**Q** 関東のK県K市に住んでいた被相続人甲さんには身寄りがなく、遺言書により遺贈で関西に住んでいる知人の乙さんに財産を贈与いたしました。葬式は、被相続人が居住していたK市で行いました。遺贈を受けた乙さんが全て葬式を取り計らいました。

本日お問い合わせしたのは、その葬式費用に関することです。

**A** 身寄りのない人の相続案件も時々お目にかかりますが、甲さんも色々とお乙さんに死後の後始末をやって頂き冥途に旅立たれて良かったですね。

さて、本日は如何なご用向きでしょうか。

**Q** 実は乙さんは関西のO市に住んでいて今回の葬式案件では何度か関東のK市に足を運びました。細かい話ですが、O市からK市までの交通費やK市での宿泊費などは葬式費用として相続税の課税価格から控除できるのでし

ようか。

**A** 被相続人に係る葬式費用は被相続人の債務ではありませんが、被相続人の死亡に伴う必然的の出

費であり、社会通念上も、いわば相続財産が担っている負担ともいえることなどから、相続税法では課税価格の計算上、相続人又は包括受遺者が負担した葬式費用を債務控除として控除できる事と規定されています（相続税法13条1項2号）。更に、相続税法基本通達13-4において、喪主を務めるものが葬儀、告別式を営むために自宅から式場へ出向くために支出した交通費等の費用及びそれが宿泊を伴う必要がある場合における宿泊費等についても同基本通達13-4の(3)で定める「葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるもの」に該当するものと考えます。

**Q** 本日はお忙しいところ、どうも有難うございました。

## ナマの税務相談室

## 遠距離での 葬式費用の確認



## 退職者に支払う賞与の 源泉徴収税と社会保険料

**退**職者に対して賞与の支払いが行われるか否かについては、各企業で定める就業規則に拠ることとなります。就業規則において賞与の支給対象者を「賞与支給日の在籍者」としている場合、賞与の支給日の前日までに退職した者には賞与は支払われません。他方、一定期間に在籍していた者を支給対象者としている場合には、賞与支給日に既に退職している場合でも、賞与が支給されることとなります。

**退**職後の支払いであっても、この場合は、退職に基因して支払われるものには該当しません。支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる

賞与等と同性質であるので、退職手当等に該当しません。このところは、通達でも確認されています。

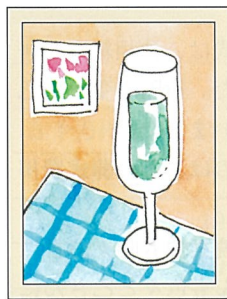
**給**与所得者の扶養控除等申告書は、その給与等の支払者のもとを退職したときにその効力を失うものとされています。したがって、退職者に退職後に支給期が到来する賞与や追加払い給与等を支払う場合には、原則として給与所得の源泉徴収税額表の乙欄で源泉徴収をすることとなります。ただし、退職日と同年中の支給で、退職者が他社に未だ就職しておらず、従って扶養控除等申告書の提出がなされていないことが明らかな場合には、退職前に提出した扶養控除等申告書がなお効力

を有するものとして、甲欄で源泉徴収をしても差し支えない、との取扱いが所得税の基本通達にあります。

**再**就職して、次の雇用者に源泉徴収票を提出する場合、甲欄による源泉徴収票は次の就職先での年末調整の対象給与とされますが、乙欄の源泉徴収票の給与は年末調整対象給与とはなりません。

**ま**た、社会保険料の控除については、雇用保険料は債務確定基準で、雇用保険の被保険者であった期間に査定された賞与であれば保険料徴収対象になりますが、健康保険料・厚生年金保険料は、支払日基準で、資格喪失月の前月までに支給されたものに該当しなければ、保険料徴収対象になりません。資格喪失月とは資格喪失日を含む月のことで、資格喪失日とは、退職日そのものではなく退職日の翌日のことです。

近年、地震や異常気象による災害が頻発し、「平成30年7月豪雨」では土砂と濁流の中、犠牲者も多く、痛恨の極みです。大雨の後は灼熱地獄。一日も早い復興を願っています。苦労は続きます。いつの間にか早や10月。新米、新酒。今宵は沁みじみと、新酒を一献。「秋深き隣は何をする人ぞ」は芭蕉。「戸を叩く狸と秋を惜しみけり」は蕪村。  
8日寒露、23日霜降。



まず仕事をやり、次に報酬を求めなさい。大事なものはこの順番を間違えないことだ。

(俳優 ケーリー・グラント)

### 10月の税務メモ

(国税)

- 9月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知(税務署長より)
- 8月決算法人の確定申告
- 31年2月決算法人の中間(予定)申告

10日  
15日  
31日  
〃  
〃

(地方税)

- 9月分個人住民税特別徴収分の納付
- 8月決算法人の確定申告
- 31年2月決算法人の中間(予定)申告
- 個人住民税の普通徴収分第3期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。